

令和6年度
税制改正に対応！

～6月以降の給与計算・年末調整に影響します！～

受講
無料

所得税・住民税の 定額減税実務対応セミナー

令和6年税制改正大綱にて決定され、6月1日以後の給与計算より「定額減税」の制度が始まります。これは、源泉徴収される所得税額より定額の所得税の特別控除を受けられる制度です。特徴として給与受給者本人だけでなく、同一世帯の配偶者及び扶養親族の分も対象となるなど、各人によって処理や管理が異なってきます。これによって給与計算業務および年末調整業務が一層複雑なものとなります。

そこで、本セミナーでは各人のケースごとの事例を踏まえて、具体的かつ平易な言葉や図を活用することで、定額減税の概要及び仕組みを理解し、給与計算業務を滞りなく進めて頂くことを目指します。

【主な講座内容】

1. 制度の概要について
 - ・施策のねらい・定額減税の仕組みについて 他
2. 定額減税の控除方法について
 - ・給与と所得者の控除方法とタイミングについて 他
3. 控除スケジュールについて
 - ・5月「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を回収
 - ・6月 所得税：源泉徴収税額から控除
 - ・7月 住民税の特別徴収は7月から 他
4. 給与担当者が行う実務のポイントについて
 - ・定額減税における「同一生計配偶者」の範囲について 他

《講師プロフィール》

税理士法人 京都経営
法人監査部 事業経営課 リーダー
利益倍増コンサルタント

うらた ひとし
浦田 準 氏



青森県弘前市出身。同志社大学法学部卒業後、(株)青森銀行に入社。退職後、学習塾を創業するも無計画のまま開業した結果、生徒は集まらず、資金も底をつき廃業。キャッシュフローの重要性を実感した。その後、亀岡商工会議所にて経営指導員として確定申告や補助金申請、金融支援業務等に従事。これらの経験を通じて経営者のお役立ちこそが自分の生きる道だと認識。更なるスキルアップを考え、税理士法人に転職。現職では税務顧問の他、経営改善のために商工会議所等と連携しながら資金繰りに苦しむ経営者の事業再生に取り組む。

日時

令和6年 6月 5日(水)

13:30～15:30

会場

長門商工会議所

定員

30名（定員になり次第締め切ります）

対象

中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）

申込方法

①または②でお申込みください。

①右記二次元コードを読み取り、所定の申込フォームからお申込みください。

②下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはTELにてお申込みください。

【申込フォーム】



お問合せ

長門商工会議所 支援課（TEL 0837-22-2266 FAX 0837-22-6490）

6/5(水)開催「所得税・住民税の定額減税実務対応セミナー」受講申込書 ※このままのサイズでFAXして下さい。

長門商工会議所 行（FAX 0837-22-6490）

令和6年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名			

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。